

第9章 河川管理の現状

9 - 1 河川管理区間

9 - 1 - 1 管理区間

六角川は、幹川流路延長47kmの一級河川であり、本川の河口より31.7km区間と、牛津川23.9km、武雄川1.6kmの合計57.2kmを国が管理している。

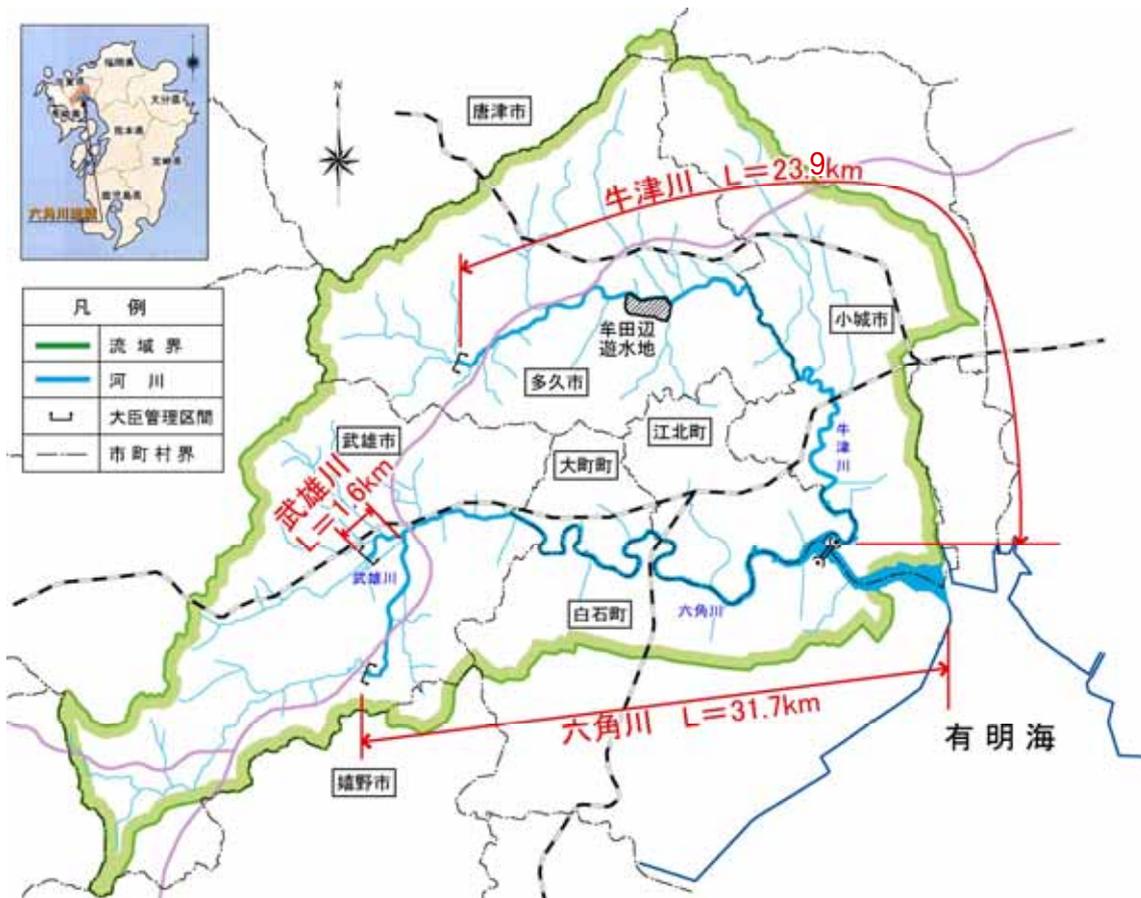


図9-1 六角川水系の大臣管理区間

表9-1 六角川水系の大臣管理区間

河川名	上流端	下流端	区間延長 (km)
六角川	左岸：佐賀県武雄市橘町大字永島字潮見 17488 番地先 右岸：佐賀県武雄市橘町大字永島字北上野 5056 番地先	海に至る	31.7
牛津川	左岸：佐賀県多久市多久町字涼木 4560 番地先 右岸：佐賀県多久市多久町字犬殺 4304 番地先	六角川への合流点	23.9
武雄川	左岸：佐賀県武雄市武雄町大字永島字戸井渡 12912 番の1地先 右岸：佐賀県武雄市武雄町大字永島字牛飼 13482 番の1地先	六角川への合流点	1.6
計	本川・支川大臣管理区間延長		57.2

9 - 1 - 2 河川区域

大臣管理区間の河川区域面積は、合計 1019.9ha であり、そのうち官有地は 99.5% を占め、民有地は 0.5% が使用されている。

内訳は、低水敷が約 48.3%、堤防敷が 33.9%、高水敷が約 17.8% となっている。

表 9 - 2 大臣管理区間内の管理区域面積 (単位 : ha)

六角川水系	低水敷 (1号地)		堤防敷 (2号地)		高水敷 (3号地)		計	
	官有地	民有地	官有地	民有地	官有地	民有地	官有地	民有地
面積 (ha)	492.6	0	344.6	1.6	177.2	3.9	1014.4	5.5
比率 (%)	100	0	99.5	0.5	97.8	2.2	99.5	0.5

(出典 : 河川区域内面積区分内訳表 (H3.3 , 武雄河川事務所))

9 - 2 河川管理施設

六角川は、堤防の整備率が約 8 割と比較的高いが、軟弱地盤上の堤防でもあることから、堤防の安全性を確保するための質的強化が必要である。

また、水門、樋門等の河川管理施設は老朽化の進んだ施設が多いため、堤防も含めた河川管理施設に対して、定期的な巡視・点検を実施し、必要に応じて維持修繕、応急対策等の維持管理を行っている。

表 9 - 3 大臣管理区間内堤防整備状況

大臣管理区間 延長 (km)	施行令 2 条 7 号 指定区間 (km)	堤防延長 (km)				
		完成堤防	暫定堤防	暫々定 堤防	堤防 不要区間	合計
57.2	0.0	(79.6) 83.5	(16.5) 17.3	(3.9) 4.1	(-) 2.7	107.6

注 1) 延長は大臣管理区間 (ダム管理区間を除く) の左右岸の計である。

注 2) () 書は、堤防必要区間 (104.9km) に対する比率 (%) である。

(出典 : 直轄河川施設現況調書 (H18.3 末現在、武雄河川事務所))

表 9 - 4 大臣管理区間の主要な河川管理施設の整備状況

堰	床止め	排水機場	樋門樋管	陸閘門	水門	合計
1	0	16	168	0	14	199

(H20.3 , 武雄河川事務所)

9 - 3 - 2 水防警報の概要

六角川では、洪水による災害が起こる恐れがある場合に、各水位観測所の水位に応じ水防管理者に対し、河川の巡視や災害の発生防止のための水防活動が迅速かつ、的確に行われるよう水防警報を発令している。

表 9 - 5 水防警報対象観測所

観測所名	はん濫危険水位 (m)	はん濫注意水位 (m)	水防団待機水位 (m)	摘要
潮見橋	3.1m	2.5m	1.5m	六角川
妙見橋	4.8m	3.5m	2.3m	牛津川
住ノ江橋 (高潮)	7.1m	6.5m		

9 - 3 - 3 洪水予報

六角川は、平成 8 年 3 月より水防法第 10 条及び気象業務法第 14 条に基づき洪水予報指定河川となり、佐賀気象台と共同で洪水予報の発表を行い、流域への適切な情報提供を実施している。

表 9 - 6 六角川水系洪水予報実施区域

水系名	河川名	実施区間	洪水予報基準地点
六角川	六角川	左岸：佐賀県武雄市橘町大字永島字潮見 17488 番地先から海まで 右岸：佐賀県武雄市橘町大字永島字北上野 5056 番地先から海まで	潮見橋
	武雄川	左岸：佐賀県武雄市武雄町大字永島字戸井渡 12912 番の 1 地先から六角川への合流地点まで 右岸：佐賀県武雄市武雄町大字永島字牛飼 13482 番の 1 地先から六角川への合流地点まで	
	牛津川	左岸：佐賀県多久市多久町字涼木 4560 番地先から六角川への合流地点まで 右岸：佐賀県多久市多久町字犬殺 4304 番地先から六角川への合流地点まで	妙見橋

9 - 4 危機管理の取り組み

9 - 4 - 1 水防関係団体との連携

「水防法及び気象業務法の趣旨に基づき、六角川流域における水災を防止し又は軽減するため、また円滑な洪水予報業務に資するため、水防並びに洪水予報に関する関係官公庁及び諸団体間の連絡及び調整の円滑化を図り、もって公共の安全に寄与すること」を目標とし、六角川流域の県、市町、警察、自衛隊、消防等及び、武雄河川事務所によって構成される「六角川水防・洪水予報連絡会」を開催している。また、適宜、水防関係団体との水防訓練・情報伝達訓練、重要水防箇所の巡視・点検を行っている。



写真 9-1 水防演習

9 - 4 - 2 水質事故防止の実施

六角川における近年の水質事故の発生状況は、表 9-7 のとおりである。漏油等により河川へ流出する水質事故がしばしば発生している。

表 9-7 六角川の水質事故の発生状況（近年 5 ヶ年）

発生年	発生件数
平成 15 年度	6
平成 16 年度	13
平成 17 年度	3
平成 18 年度	11
平成 19 年度	15

六角川では、水系内での水質事故等に関する関係機関の連絡調整を図ることを目的に、平成 3 年 2 月に「六角川水系等水質保全対策協議会」を設置して、水質の監視や水質事故発生防止に努めている。協議会は、国、県、流域市町で構成され、水質汚濁に関する情報の連絡、調整及び水質汚濁防止のための啓発活動を行っている。

9 - 4 - 3 洪水危機管理の取り組み

六角川では、流域関係市町により、洪水の被害軽減と住民の水害に対する意識高揚を目的とした洪水ハザードマップの作成・公表が順次行われており、また、洪水時などの住民の避難活動や防災活動等に役立つ基礎情報として、国土交通省及び佐賀県によりインターネットや携帯電話を使った雨量・水位等の河川情報の提供も行っている。

さらに、情報提供などソフト対策の充実を図り、住民による避難行動などの自助、地域の水防活動などの共助、行政による情報提供の公助の連携をより一層推進すべく「佐賀平野大規模浸水危機管理計画」等の新たな危機管理プランを作成し、地域と連携しながら災害に強いまちづくりの実現を目指している。

(1) 洪水ハザードマップの作成

平成16年12月に、六角川水系に関する浸水想定区域の指定・公表を行っている。これを受けて、六角川流域関係市町におけるハザードマップ作成の基盤が形成され、さらに、佐賀県及び各市町において、ハザードマップの作成・普及等を行い、水防計画、避難計画の策定支援等について各関係機関や地域住民と連携して推進している。

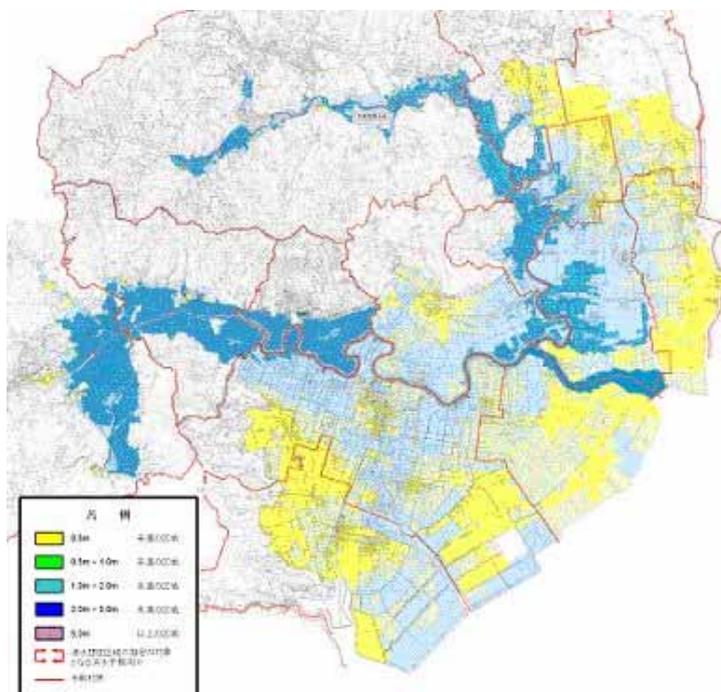


図 9-3 六角川浸水想定区域図

(2) 新たな危機管理対策プラン

平成 16 年 12 月に六角川水系浸水想定区域を公表したことを契機とし、「新たな危機管理対策プラン」を作成した。

防災情報の活用

防災情報提供システム S A T R I S (サトリス) や携帯等により、水防警報や洪水予報等水防活動や避難に資するリアルタイムの情報提供を行っている。

< S A T R I S (サトリス) >

武雄河川事務所ホームページにある住民の避難活動及び行政や水防団の防災活動に役立つ平成 16 年 6 月に運用開始した嘉瀬川・六角川・松浦川の分かりやすい水位・雨量情報、カメラ映像情報を提供する川の防災情報システム。

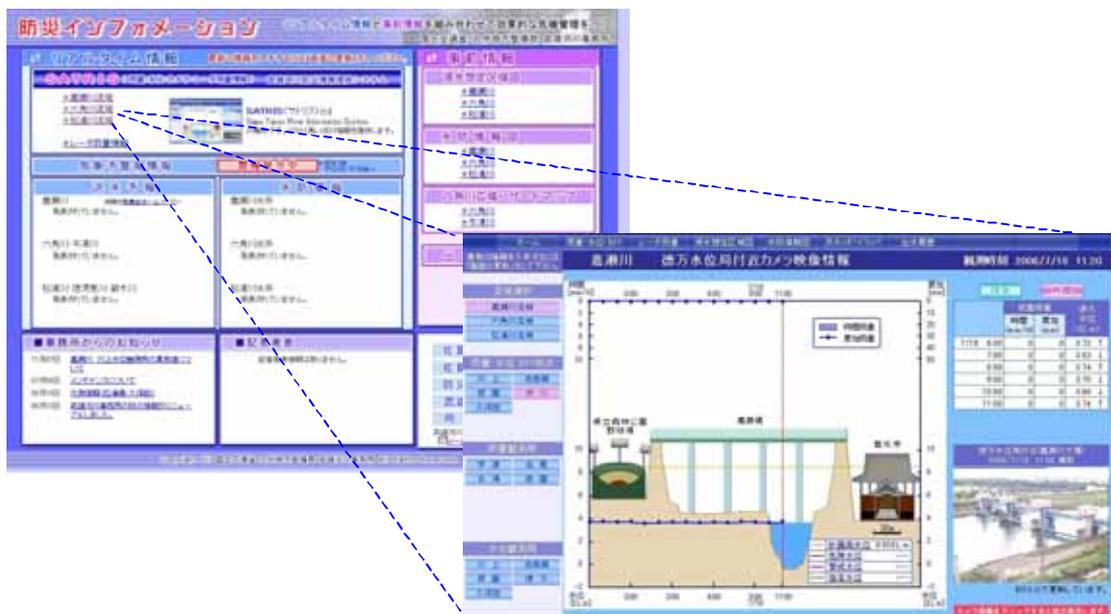


図 9-4 SATRIS 画像

防災まちづくり

危機管理の観点を普段のまちづくりや地域コミュニティの中へ組み込み、洪水ハザードマップや各種マップを活用した「マイ防災マップ」を地域住民で作製することで、地域住民一人ひとりの防災意識を高め、自助・共助・公助を基礎とした地域防災力の向上を図っている。

六角川流域の武雄市、多久市、旧北方町の 5 つの地区においては、「マイ防災マップ」作製を含んだ防災まちづくり検討会を実施し、災害に強いまちづくりの実現に向け活動を行っている。

<マイ防災マップ>

浸水想定区域図や洪水ハザードマップをベースに地域固有の情報を追加し、地域の防災に関する情報を記載した地図。



写真 9-2 防災まちづくり検討会

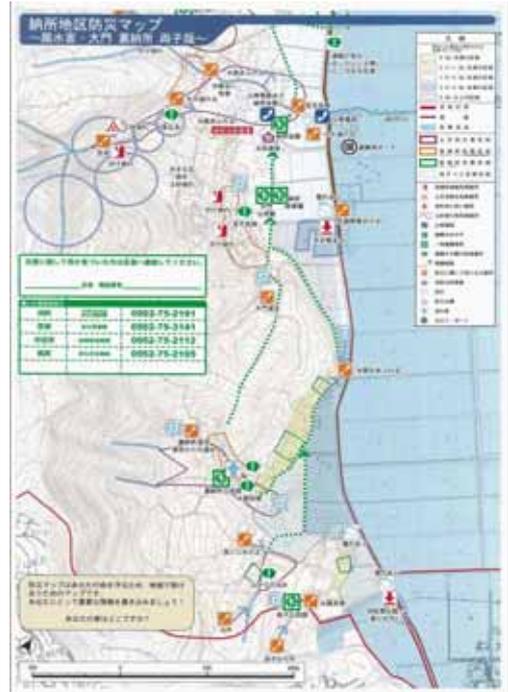


図 9-5 マイ防災マップ

佐賀平野大規模浸水危機管理計画

低平地である佐賀平野は洪水や高潮により過去に大規模な浸水被害が生じている。また、近年の気候変動により大規模浸水のリスクがより高まっている。そのため、大規模浸水時の被害最小化について検討する佐賀平野大規模浸水危機管理対策検討会を平成 18 年 12 月 19 日に発足し、各関係機関等が連携して取り組むべき危機管理対策のあり方について検討を行ない、情報収集・伝達、広域支援・緊急輸送路、連携強化の 3 本柱 18 項目で構成される佐賀平野大規模浸水危機管理計画を平成 19 年 5 月 30 日に策定した。現在は計画の施策推進、連携強化を目的とした実務者連絡会を発足し、計画の実行に向け活動を行っている。



図 9-6 パンフレット
(佐賀平野大規模
浸水危機管理計画)

大規模浸水時における防災・減災の取り組み

①情報収集・伝達

番号	項目	参加連携機関				施策の概要
		国	県	市町	民間	
1	ラジオによる情報伝達	○	○	○	○	長時間にわたる停電等が発生しても利用可能なラジオによる情報伝達の充実・強化（迅速的確な情報提供）
2	防災情報総合掲示板	○	○	○	○	佐賀県下における気象、水文（雨量・水位）、各機関の防災体制、洪水予報、道路情報、一般被害状況等について総合的に情報を網羅するHPサイトの設立
3	ヘリテレによる画像の生中継	○	○	○		九州地方整備局防災ヘリからのTV生中継画像の光ネットによる市町村まで含めた関係各機関への配信
4	CCTV画像による浸水状況把握	○	○	○		道路管理用の監視カメラ画像の関係機関への提供、各地点の浸水状況の把握
5	民間からの情報提供	○	○		○	各地点の浸水状況、被害状況について商店等の民間団体からの情報提供
6	リエゾン制度	○	○	○		市町村等の情報収集及び迅速な支援を行うため、担当者（国、県）を市町村の災害対策本部へ派遣
7	高速道路における道路情報等の提供	○	○		○	一般車両に対してはAおよび道の駅の情報端末を用いて一般道路の浸水状況や通行止め等の情報を提供する。また道路情報表示板でも一般道路の情報を提供する
8	防災情報板の設置	○	○	○	○	各機関が収集把握している河川・防災情報をユーザーである住民側の視点で、また、住民のニーズに応えて提供することにより、災害の際に確実な行動につながるような情報提供を実施する

②広域応援・緊急輸送路ネットワーク

番号	項目	参加連携機関				施策の概要
		国	県	市町	民間	
1	地域高規格道路等と河川堤防の接続	○	○			緊急輸送路ネットワークの一環として接続ポイントの整備
2	一般道路の路面高確認	○	○	○		大規模浸水時に輸送路として利用可能な一般道路の整理、路線図の作成
3	河川管理用通路の確保	○	○			河川管理用通路の通行確保（橋梁部等）
4	防災ステーション等の整備	○	○	○		緊急輸送路ネットワークに連動する防災ステーション、避難場所等の整備
5	SA、PAでの接続ポイント		○	○	○	SA、PAと一般道の接続（緊急開口部）

③連携強化

番号	項目	参加連携機関				施策の概要
		国	県	市町	民間	
1	避難所整備ガイドライン		○	○		高齢者等社会的弱者の利用を考慮した避難所整備
2	避難所の位置及び構造の評価	○	○	○		避難所の位置、構造を確認し、大規模浸水時における利用の可否について整理
3	防災まちづくり	○	○	○		住民によるハザードマップ作成支援
4	実務者連絡会の設置	○	○	○	○	関係各機関の連携強化、情報共有の促進
5	マスコミとの勉強会の実施	○	○	○	○	マスコミを含めた参加機関相互の意見交換

図 9-7 佐賀平野大規模浸水危機管理計画の概要